

○枚方市法定外公共物の管理に関する条例

平成13年12月12日
条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理及び利用に関し必要な事項を定めることにより、法定外公共物の適正な管理を図り、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、本市が国から譲与を受けて管理する道路、堤、河川、水路、ため池その他これらに類するもの(これらと一体をなしている施設、工作物等で、市が管理するものを含む。)のうち、現に一般公共の用に供するもので、かつ、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)及び下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受けないものをいう。

(行為の禁止)

第3条 何人も、法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に土石(砂を含む。以下同じ。)又は竹木、ごみ、し尿、汚物等の廃棄物その他これらに類するものを捨てること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可等)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 1 (1) 工作物、物件等の設置による法定外公共物の敷地の使用その他法定外公共物をその本来の用途以外の用途に使用すること。
- (2) 法定外公共物の敷地において、その形状の変更を伴う行為その他の工事を行うこと。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、法定外公共物の管理及び利用に影響を及ぼす行為をすること。
- 2 市長は、[前項](#)の許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 [第1項](#)の規定にかかわらず、災害時における維持補修その他やむを得ない事由があると認められる場合において、[回項各号](#)に掲げる行為を行うときは、事後に、市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[前条第1項](#)の規定に基づく許可(以下「許可」という。)を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例の規定又は[前条第2項](#)の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により当該許可を受けたとき。
- (3) 公用又は公共の用に供するために、許可に係る法定外公共物を使用するとき。
- (4) 許可を受けて行った[前条第1項第1号](#)又は[第2号](#)に規定する行為が法定外公共物の管理上著しい支障を生じたとき。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要があると市長が認めるとき。

(許可期間)

第6条 許可に係る期間(以下「許可期間」という。)は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定めるとおりとする。

- (1) [第4条第1項第1号](#)に係る許可 5年(市長が特に必要があると認める場合にあつては、10年)以内
- (2) [第4条第1項第2号](#)及び[第3号](#)に係る許可 市長が適当と認める期間

(使用料の額)

第7条 使用者は、[別表](#)に定める使用料を納入しなければならない。ただし、許可を受けて行う行為が工作物、物件等の設置を目的とするものでないときその他市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収方法)

第8条 使用料は、許可の際に、許可期間について一括して徴収する。ただし、許可期間が2年度以上にわたる場合における翌年度以後に係る使用料は、当該年度の初めに、当該年度分を徴収するものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用者の申請に基づき、1年度分の使用料を分割して納入させることができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第10条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業に法定外公共物を使用するとき。
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、公共の利益となる事業に法定外公共物を使用するときその他使用料を徴収することが不適當であると認めるとき。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、許可期間が満了し、若しくは許可に係る事由が消滅し、又は[第5条](#)の規定により許可を取り消され、若しくはその内容を変更されたときは、速やかに、法定外公共物の全部又は一部を原状に復さなければならない。ただし、原状に復させることが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により法定外公共物に損害を生じさせたときは、直ちに法定外公共物を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第13条 [次の各号](#)の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) [第3条第1号](#)の規定に違反して法定外公共物を損傷し、又は汚損した者
- (2) [第3条第2号](#)の規定に違反して法定外公共物に土石又は竹木、ごみ、し尿、汚物等の廃棄物その他これらに類するものを捨てた者
- (3) 許可を受けずに[第4条第1項各号](#)に掲げる行為をした者

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して[前条](#)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても[同条](#)の刑を科する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(年度途中で道路法等の適用を受けることとなった場合における許可等の取扱い)
- 2 法定外公共物が年度の途中で道路法、河川法及び下水道法の適用を受けることとなった場合においては、許可は、その効力を失うものとする。この場合において、使用者がそれらの法律の規定に基づき、新たに占用の許可を受けたときは、[枚方市道路占用料条例\(昭和31年枚方市条例第38号\)](#)、[枚方市下水道条例\(昭和51年枚方市条例第27号\)](#)及び[枚方市準用河川占用料条例\(平成12年枚方市条例第8号\)](#)の規定にかかわらず、当該使用者がこの条例に基づく使用料を納入していた場合([第8条第2項](#)又は[第9条ただし書](#)の規定の適用を受けた場合を除く。)に限り、当該年度に係る[枚方市道路占用料条例](#)、[枚方市下水道条例](#)及び[枚方市準用河川占用料条例](#)の規定に基づく占用料を徴収しないものとする。
(経過措置)
- 3 平成14年度から平成16年度までの各年度に係る使用料の額は、[別表](#)の規定にかかわらず、[次の表](#)に定める額とする。

区分		単位		使用料(円)		
		数量	期間	平成14年度	平成15年度	平成16年度
電柱、電線又は通路橋若しくは上屋その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本	1年	1,000	1,000	1,000
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,600	1,600	1,600
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,691	1,860	2,046
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,000	1,000	1,000
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,600	1,600	1,600
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,691	1,860	2,046
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	5	5	5
通路橋又は上屋その他これらに類するもの	使用面積1平方メートル	1年	360	360	360	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	48	48	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	72	72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	95	95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	190	190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	480	480
	外径が1メートル以上のもの			950	950	950
工事用板囲い、足場、詰所その他工	路面の使用に係るもの	使用面積1平方メートル	1月	360	360	360

事用施設及び土 石、竹木その他の 工事用材料による 使用	上空の使用に係るもの	ル		360	360	360
---------------------------------------	------------	---	--	-----	-----	-----

備考 別表備考1から備考8までの規定は、この表においても適用する。

附 則〔令和2年12月14日条例第62号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の枚方市道路占用料条例別表、第2条の規定による改正後の枚方市行政財産使用料条例別表、第3条の規定による改正後の枚方市都市公園条例別表第3、第4条の規定による改正後の枚方市準用河川占用料条例別表及び第5条の規定による改正後の枚方市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、令和3年4月1日以後の占用に係る占用料又は使用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る占用料又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(枚方市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第5条の規定による改正後の枚方市法定外公共物の管理に関する条例別表(以下「新別表」という。)の規定にかかわらず、新別表の区分の欄に掲げる区分のうち、次の表の区分の欄に掲げるものに係る令和3年度の使用についての新別表の使用料の欄に定める額は、それぞれ次の表の使用料の欄に定める額とする。

区分		使用料(円)	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	2,400	
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	3,700	
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	5,000	
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	2,100	
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	3,400	
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線	4,800	
	その他の柱類	2,400	
	共架電線その他上空に設ける線類	21	
	路上に設ける変圧器	1,600	
	地下に設ける変圧器	1,000	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,300	
	郵便差出箱	1,400	
	通路橋又は上屋その他これらに類するもの	860	
	新別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用の項に規定するその他のもの	3,300	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	120	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	180	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	220	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	440	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,100	
	外径が1メートル以上のもの	2,100	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設による使用		3,300	
地下街、地下室その他これらに類する施設による使用	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.004
		階数が2のもの	A×0.006
		階数が3以上のもの	A×0.008
	新別表地下街、地下室その他これらに類する施設による使用の項に規定するその他のもの		3,300
標識による使用		2,600	

- 12 新別表の規定にかかわらず、新別表の区分の欄に掲げる区分のうち、次の表の区分の欄に掲げるものに係る令和4年度の使用についての新別表の使用料の欄に定める額は、それぞれ次の表の使用料の欄に定める額とする。

区分		使用料(円)
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	路上に設ける変圧器	1,900
	地下に設ける変圧器	1,200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3,900
	郵便差出箱	1,700
	新別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用の項に規定するその他のもの	3,900
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	520
	外径が1メートル以上のもの	2,500
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設による使用		3,900
地下街、地下室その他これらに類する施設による使用	地下街及び地下室(階数が2のものに限る。)	A×0.007
	新別表地下街、地下室その他これらに類する施設による使用の項に規定するその他のもの	3,900
標識による使用		3,100

別表(第7条関係)

(令2条例62・一部改正)

区分		単位		使用料(円)
		数量	期間	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物による使用	第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本	1年	2,500
	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			3,800
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			5,100
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			2,200
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			3,500
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			4,900
	その他の柱類			2,500
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	22
	地下に設ける電線その他の線類			13
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,100
	地下に設ける変圧器			1,300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			4,400
	郵便差出箱			1,800
	広告塔	表示面積1平方メートル	1年	11,000
	通路橋又は上屋その他これらに類するもの	使用面積1平方メートル	1年	1,000
	その他のもの			4,400
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件による使用	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140		
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		210		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		270		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		410		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		540		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		940		

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,300
	外径が1メートル以上のもの				2,600
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設による使用			使用面積1平方メートル	1年	4,400
地下街、地下室その他これらに類する施設による使用	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートル	1年	$A \times 0.005$
		階数が2のもの			$A \times 0.008$
		階数が3以上のもの			$A \times 0.01$
	その他のもの				4,400
露店、商品置場その他これらに類する施設による使用	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル	1日	120
	その他のもの			1月	1,100
看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチによる使用	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	1月	1,100
		その他のもの		1年	11,000
	標識		1本	1年	3,500
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本	1日	120
		その他のもの		1月	1,100
	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル	1日	120
		その他のもの		1月	1,100
	アーチ	車道を横断するもの	1基	1月	11,000
		その他のもの			5,500
	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料による使用	路面の使用に係るもの		使用面積1平方メートル	1月
上空の使用に係るもの		560			
防火地域内における耐火建築物、仮設建築物による使用			使用面積1平方メートル	1月	450

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 使用に係る数量の全部が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき又は使用に係る数量に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、これを1メートル又は1平方メートルとして計算する。
- 使用料の額が1年をもって定められている場合における使用の期間の計算は、会計年度による。この場合において、当該使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、これを1年とする。

- 8 使用料の額が1月をもって定められている場合における使用の期間の計算は、暦による。この場合において、当該使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
- 9 使用料の額の全額が50円未満であるときは、これを50円とし、その額が50円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げて計算する。
- 10 この表に記載のない用途における使用に係る使用料の額は、この表に類似する用途を基に、市長がその都度定める。